

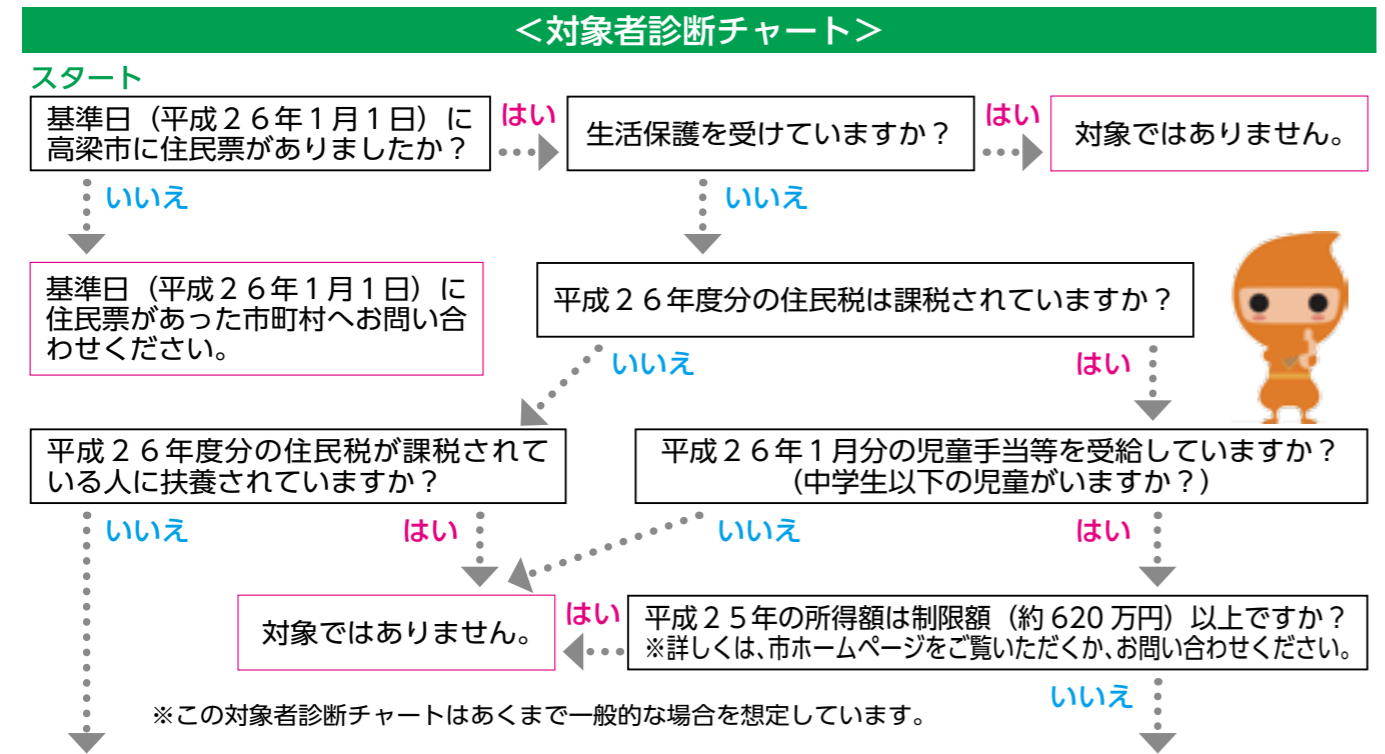
申請の受け付けを開始しました 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

市は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請受け付けを8月1日から開始しています。申請書については、支給対象となる可能性のある人へ送付しています。(申請書を提出した人でも審査の結果、支給対象とならない場合があります。)

また、申請書が届かなかった人でも対象になる場合がありますので、次の【対象者診断チャート】で給付対象になった人は、お問い合わせください。

■お問い合わせ
 臨時福祉給付金に関すること 臨時給付金対策室(福祉課生活福祉係) ☎0266
 子育て世帯臨時特例給付金に関すること 臨時給付金対策室(子ども課子ども支援係) ☎0288

- ◆受付期間 8月1日(金)～11月4日(火)まで
- ◆受付場所 臨時福祉給付金…市役所分庁舎会議室A(※9月1日(月)から市役所市民ホールになります。)
 子育て世帯臨時特例給付金…子ども課
 ※各地域局、各地域市民センターでも受け付けを行っています。

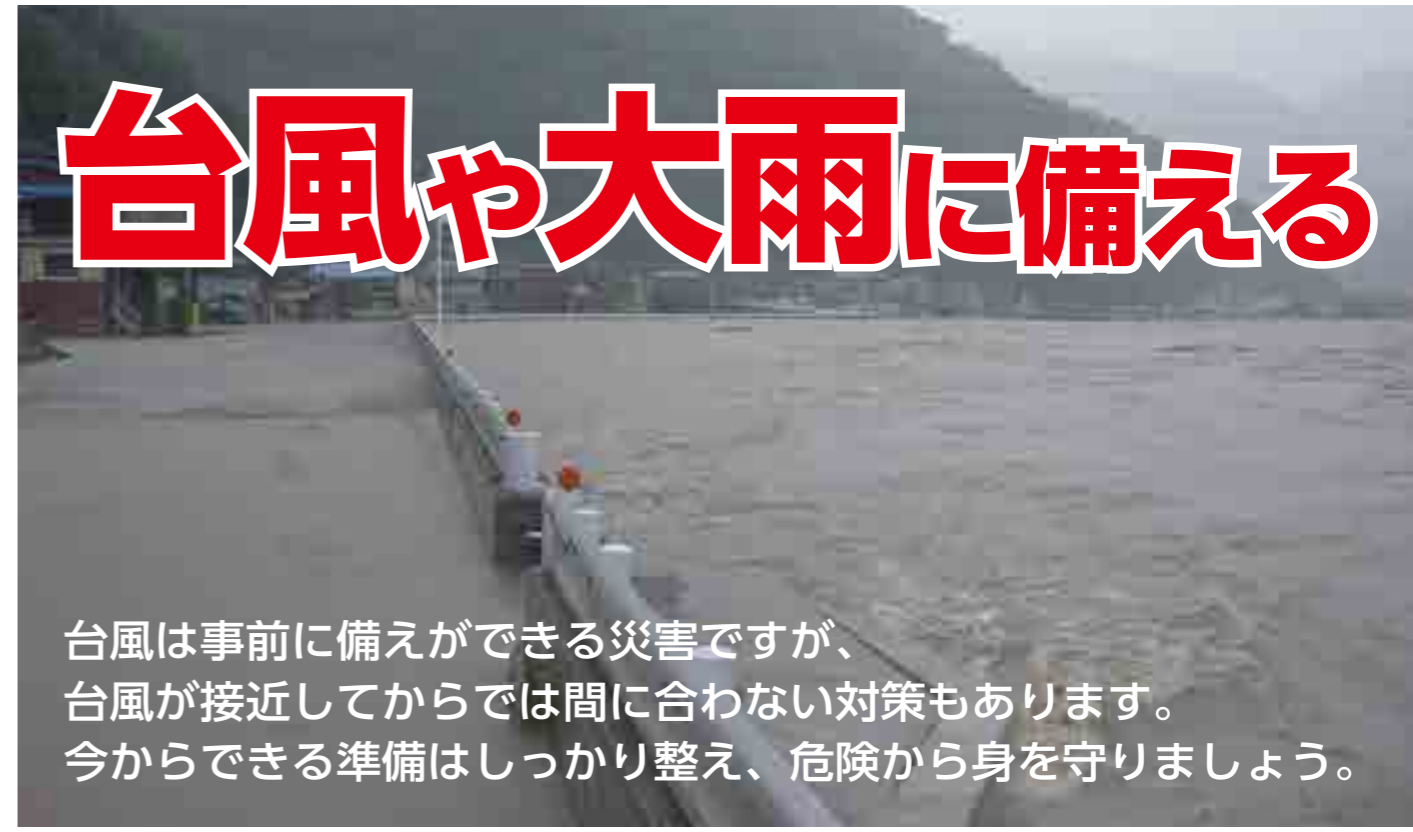


臨時福祉給付金

- ◆支給対象者
 基準日(平成26年1月1日)に高梁市に住民票がある人で、平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。
 ※住民税が課税されている人に扶養されている人と生活保護を受けている人は除きます。
- ◆支給額
 支給対象者1人につき、1万円
 ※下記の受給者は1万5千円
 高齢基礎年金・障害基礎年金
 遺族基礎年金・児童扶養手当
 特別障害者手当 など

子育て世帯臨時特例給付金

- ◆支給対象者
 平成26年1月分の児童手当・特例給付*を受けている人で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人が対象です。
 *特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の人について、児童1人当たり月額5千円を支給しているもの。
- ◆対象児童
 平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童が対象です。
 ※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は除きます。
- ◆支給額
 対象児童1人につき、1万円



台風や大雨に備える

台風は事前に備えができる災害ですが、台風が接近してからでは間に合わない対策もあります。今からできる準備はしっかり整え、危険から身を守りましょう。

事前の備え

- ◆家の外の備え
 - ・窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
 - ・側溝や排水口は掃除して、水はけを良くしておく。
 - ・風で飛ばされそうな物は、固定するか家の中へ格納する。
- ◆家の中の備え
 - ・非常用品の確認(懐中電灯、携帯用ラジオ、携帯電話の簡易充電器、非常食など)
 - ・水の確保(飲料水、浴槽に水を張るなど生活用水)
- ◆避難場所の確認など
 - ・避難場所と避難経路の確認
 - ・避難場所までの移動手段
 - ・避難場所以外で、近くにある安全な建物の確認 など
- ◆非常持ち出し品の用意
 - ・最小限の品をリュックサックへ(避難時に両手が使えるように)



台風が接近しているとき・大雨が降り出したとき

- ◆情報入手
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット、高梁市メール配信サービスへの登録など
- ◆危険な場所に近づかない
 - ・増水した河川や側溝
 - ・土石流、がけ崩れの危険がある場所
- ◆避難の準備
 - ・避難勧告が出ていなくても、危険を感じたら避難所や近くの安全な建物に避難しましょう。
 - ・隣近所へ声掛けをして、単独行動を避けましょう。
 - ・避難に時間がかかる人への手助けをしましょう。
 - ・外出が危険な場合は、自宅の安全な場所に留まることも避難の一つと考えましょう。
- ◆お願い
 - ・過去に災害があった場合は、その時と似た状況になると危険です。家の周りで、危険な兆候があるときは、自分の安全を確保した後、すぐに市役所へ連絡してください。



高梁市メール配信サービス登録用QRコード

■お問い合わせ 総務課行政係 ☎0205